

産業廃棄物 最終処分場について

塩庭字熊田地内に設置されている産業廃棄物最終処分場について、株式会社東北エコクリーンに対し、昨年11月に福島県から9品目による処分の許可が出されています。

町では、施設に係る公害および事故を未然に防止すること、また搬入される廃棄物に付着する放射性物質に対処することを目的として、事業者との間で「産業廃棄物処分場公害等及び放射性物質に関する協定書」を平成24年10月12日に締結しました。

県の許可品目は次の9品目です。

- (1) 廃プラスチック
- (2) 紙くず
- (3) 木くず
- (4) 繊維くず
- (5) 動植物性残さ
- (6) 金属くず
- (7) ゴムくず
- (8) ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築・改築または除去に伴って生じたものを除く)および陶磁器くず

(9) がれき類

(1) から(9)のうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車破砕物および特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※許可以外の品目(汚泥・燃え殻および除染作業にて出された廃棄物など)は持ち込むことはできません。

協定に定めた主なものは、公害発生時の対応と被害補償、搬入される廃棄物の確認、放射性物質の測定などの処理対策、水質汚濁防止対策として水質などの測定、事故などの措置のほか、事業者が協定に定める対策を講じない場合および水質などを測定した結果、異常が見られた場合、廃棄物の搬入または処分場の敷地境界において空間放射線量を測定した結果により、周辺環境が悪化したと認められる場合などの操業停止措置などについてです。

町では、公害等防止協定に基づき、事業者に公害関係法規および協定事項を遵守させるため、適切な監督を行っていきます。

岡町民生活課

☎72・60030

産業廃棄物処理施設の 設置計画に関する お知らせ

福島県県中地方振興局に対し、福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年福島県告示第338号)第10条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第7項の規定により、お知らせします。

なお、この件に関するお問い合わせは、福島県県中地方振興局にお願いします。
平成24年11月10日

1 設置予定者

イハラ建成工業株式会社
代表取締役 上田 一誠
静岡県静岡市清水区長崎69番地の1

2 産業廃棄物処理施設等の設置予定地区

福島県田村郡小野町大字塩庭字向永志田3番地の23外5筆

3 産業廃棄物処理施設等の種類等

廃プラスチック類の溶融施設(シグマ機器株式会社製エ

4 デンパッカー EDP-800S)

産業廃棄物処理施設等の処理能力

0・64ト/毎日

5 その他

(1) 当該事業者は、前記2の場所において建設事業、化成品事業(発泡スチロール製造販売)を行っており、自社内で発生する発泡スチロールの不良品の再生利用を行う目的で前記3の溶融施設を設置していますが、今般、同施設を用いて他社で発生する廃プラスチック類(廃発泡スチロール)の処理を行うため、事前協議書を提出したものです。

(2) 福島県では、今後必要な審査を行った上で、当該産業廃棄物処理施設等の設置の可否を決定することとしています。

岡福島県県中地方振興局県民環境部環境課

☎024・935・1502